

第2章 基本理念と基本的な方針

本市では、次の基本理念と基本的な方針に基づいてバリアフリー化を推進します。

1.基本理念

『だれもが安全・快適に安心して移動できる
魅力と活気にあふれるまちづくり』

2.基本的な方針

快適でやすらぎのあるまちづくり

高齢者や障害者をはじめ、だれもが安心して快適に生活できるよう、まちのバリアフリー化を推進するとともに、すべての人にとって安全・快適なユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。

人にやさしく安全なバリアフリーのまちづくり

すべての人が安全で快適に歩き、移動できるよう交通環境のバリアフリー化を進めるとともに、鉄道やバス建築物、都市公園などの利便性、快適性を高めていきます。

魅力と活気にあふれるまちづくり

鉄道駅を中心として歴史、文化、自然に親しみ、公共施設や商業施設などへ数多くの人が集う魅力と活気にあふれるまちづくりをめざしてバリアフリー化を進めます。

人が健やかに自立して暮らせるまちづくり

高齢者や障害者もすべて同様にその尊厳と権利が尊重され、市民社会の一員として、あらゆる社会生活に参加し生き生きと活動できるノーマライゼーション社会の実現をめざし、人が健やかに自立して暮らせるようにまちのバリアフリー化を進めます。

市民参加と協働によるまちづくり

高齢者や障害者をはじめ市民が参加し、行政、事業者、市民が協働して、まちのバリアフリー化を推進し、放置自転車・めいわく駐車などを無くすとともに、「心のバリアフリー」として高齢者や障害者への理解を広げていきます。